

お年寄りの趣味講座

好評の“民謡”再開講



前回定員を超える人気で再度開演する「民謡」の部

二日までの初週大曜日、延べ
 日 時間 午前十時～十一時二十
 分
 分 員 四十人
 ① 賞 格 市在住の六十歳以上
 の方、前回の講座に受講され
 た方、今年度は受講できません
 ② 会場 社会福祉センター四
 期講堂
 ③ 受講料 無料
 ④ 申込み方法 社会福祉セン
 ター(電話)03-2255 (電話)で申
 込可也
 ⑤ 申込受付 九月十二日月
 午前八時十分から、先着順

高齢者の健康体操教室

スポートズ会館で開催

小田原スポーツ会館では、お年寄りの体力・気力の減衰を予防するための、次のおり体操教室を開催します。

○期日 九月二十日・二十一日
日 毎週火曜日 十日間
○時間 午前九時三十分～十時三十分

中型小売店舗出店等の

指導要綱を一部改正

○その他の場合は、関係市町村が、関係市町村の小売業者の指導要綱を、中小売業者の指導要綱に準じて定めることとする。

○既存の中小売業者の指導要綱は、昭和五十四年四月一日以前に、(一)面積、(二)時間、(三)休日、(四)取換回数等を變更し、(五)特定の品目の陳列を定める場合とする場合の届出時刻

中小企業及び特定

○この法律は、昭和五十四年三月三十一日現在、中小企業及び特定

中小企業退職金共済
及び特定退職金共済

指導要綱を一部改正

○その他の場合は、関係市町村が、関係市町村の小売業者の指導要綱を、中小売業者の指導要綱に準じて定めることとする。

○既存の中小売業者の指導要綱は、昭和五十四年四月一日以前に、(一)面積、(二)時間、(三)休日、(四)取換回数等を變更し、(五)特定の品目の陳列を定める場合とする場合の届出時刻

中小企業及び特定

○この法律は、昭和五十四年三月三十一日現在、中小企業及び特定

ボーツ会館で開催

スポートズ会館で開催

小田原スポーツ会館では、お年寄りの体力・気力の減衰を予防するための、次のおり体操教室を開催します。

○期日 九月二十日・二十一日
日 毎週火曜日 十日間
○時間 午前九時三十分～十時三十分

佳路樹を大切に

[illegible]

日 時 10月2日(休) 10月16日
午前9時~10時30分受付

会場 小田原保健所歯科室
内容 むし歯予防の指導はか
り持参する「母子健康手帳
子どもの歯のフリン」
問合わせ 小田原保健所保健
士課 電話 3135 (内線42)
10月6日(日) 10時から12時
1歳6か月児
歯科健康診査

秋期小児まひ

生ワクチン投与

生後3か月から4歳未満の2回投与を完了していない幼児

1. 次の事項に該当する人
投与できませんので、2注意
をください。

2. 該当している人、または怖い
被害者の人

3. 慢性腎臓病、腎臓炎、肝
臓炎、腎臓管炎、腎臓炎、肝
臓炎にかかっている人

4. によりアレルギーを起こ
す

5. 母子健康手帳を持参の
人

午後1時30分～2時

日時

おしていい人
お場

[illegible]

見7か月児
は母子健
してくだ

康 診 査	威 6 か 月 児	日	日	日	日	日	日	日	日	康 相 談
		日	日	日	日	日	日	日	日	
		日	日	日	日	日	日	日	日	
		会場 市役所7階 職員休憩室								
		対 55年1月1日 55年1月1日 55年1月1日 55年1月1日 55年1月1日 55年1月1日 55年1月1日 55年1月1日								○指 ○付時
30分 受診時 受診時		当日は 受診して 受診して								

帳を持参の上、受診。

午後1時30分～2時

午後1時30分～2時	午後2時～3時
健康手帳を持参の上 さい。	指導係 ③1831
象	児
日10日生まれ	日10日生まれ
日18日生まれ	日18日生まれ
日25日生まれ	日25日生まれ
日31日生まれ	日31日生まれ
日の未受診児	日の未受診児
日10日生まれ	日10日生まれ
日18日生まれ	日18日生まれ
日25日生まれ	日25日生まれ
日29日生まれ	日29日生まれ
日の未受診児	日の未受診児

[illegible]

● 講所の奥へ電話4600
注意 必ず「保険証」を持
参してください。
協力 小田原医師会・神奈
川県薬剤師会小田原支部
夜間急患診療

[illegible]

診療を担当する病院
 病院 栄町一―四―一
 電話 33161
 病院 本町四―一―二六
 電話 33111
 病院 本町一―一―一七

の3百
 1の3

[illegible]

き、ジフテリア、破傷風
混合の予防接種です。
2歳から4歳未満
3〜8週間隔で健康状態
健 3

指導要綱を一部改正

○その他の場合は、関係市町村が所管する事業として実施することとする。

○また、中小売りの事業は、平成6年度から平成7年度に限り、臨時休業（店舗面積10平方メートル未満）を除き、取換作業等を変更して、通常の営業時間とする場合の届出時期を、昭和五十三年一月に制定したものが、このたびその一部を改正した。

改正後の業種の数は大分ありますが、これは、正常な健康環境の確立を図り、市民生活に健全な発展を促すことと目的とする。

中小企業及び特定

月児・3歳児 康 診 査	日(木) センター4階 54年3月
-----------------	-------------------------

[illegible]

今月の行事



市
民
會
館

(ビポーラ)

角

第3次農協3か年計画図解

金（1時、1時）
フオークコンサート・

ン・パイ・アレイ (18)

分(20時40分)

小田原校前通(1945-1946)

小田原子とも劇場低学年

例会・子ども寄席（12時）

17時30分	18時30分
--------	--------

時30分)

城東高校・第9回城東祭

小田原木曜会第6回定期

奏会(18時、21時)

小田原市消防団員家族会(3巻、5巻D文)

日映演会・霧のマンハッタン

(17時30分～20時30分)

東京高等裁判所管内調停

委員大会（9時～17時）

日 漢流会民議発表会(9)

5
21
89

カワイ・ビデノリサイト

(18時30分～20時30分)

白蘭中學校吹奏樂部第1
定期演奏會(8月30日)

*1990-1991 Yearly Water Supply Study Report
WWSR-90-1 WWSR-90-2 WWSR-90-3

、四國裁正

小田原城

100

100



420

0000-0000-0000-0000

100

[illegible][illegible][illegible][illegible]

薄者の
愛護作品
と写真展

「洗剤を考える」

第2回消費生活講座

中継所

中継所

中継所

「洗剤を考える」

第2回消費生活講座

中継所

中継所

中継所

[illegible]

相談内容		相談員	と	き	10月の予定	
一般相談(職員)	員)	毎日	8時30分~17時	毎日		
消費生活情報相談(職員)		員)	毎日	8時30分~17時		
○市長相談(市長)	員)	4日	9時 ~ 12時	6日		
人権擁護相談(人権擁護委員)	員)	18日	10時 ~ 15時	14日		
行政苦情相談(行政相談委員)	員)	18日	10時 ~ 15時	16日		
○法律相談(弁護士)	員)	3日・17日・24日	13時30分~15時30分	1日・8日・15日・22日		
		10日	10時 ~ 12時			
心配ごと相談(民生委員)	員)	1日・8日・22日・29日	10時 ~ 15時	6日・13日・20日・27日		
登記相談(司法書士)	員)	11日	13時30分~15時30分	9日		
税務相談(税理士)	員)	2日・16日	13時30分~15時30分	7日・21日		
保健相談(保健婦)	員)	30日	13時 ~ 16時30分	28日		
年金相談(専門相談員)	員)	18日	10時 ~ 16時	16日		

●印の相談は予約制です。電話などで前もってお申し込みください。

市民相談室 市役所正面玄関左 33-31383 青少年相談は青少年相談センターへ(城山4-2-11 電話23-1481)

古くからガス管や止め金
ゆるがせ危険です。
とさだまは検
しましなう。

火災予防シリーズ 99

●ガス器具を正しく使いましょう。

プロパンガスは都市ガスと比較して、次のような特徴があります。

- 燃えるときの炎は短く、吹き消えやすい。
- 漏れたガスは、空気より重い。低い所にたまり拡散しない。
- 燃焼量は大きく、燃えるときは多量の空気を必要とする。
(プロパンガスは、ガス量の25倍~35倍の空気が必要。都市ガスは約5倍の空気が必要)

ガス器具を使うときは、周囲に燃えやすいものを置かないようにし、もし漏れがわかったら、速に火を止め、換気をする。

また、換気・排気を完全にしましょう。